

【対象事業】

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援することを目的とする。

ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

(ア) 対象事業

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする

※備品購入・設置後に陰圧測定を必ず行い、その結果（数値）及び測定状況の写真を実績報告時に提出する必要があります。

(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院，介護療養型医療施設
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅
- k 短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所
- l 生活支援ハウス

(ウ) 補助上限等

定員29名以下の施設→ 簡易陰圧装置 1台

定員30名以上の施設→ 30名につき簡易陰圧装置1台

※ 過年度（令和2～3年度）に同事業の補助を受けて導入した簡易陰圧装置の台数を含みません。

例えば、定員60名の施設の台数の上限は2台となりますが、過年度に補助を受けて1台導入している場合、今年度申請できる台数は1台となります。

※ これらの上限については現時点で想定しているものであり、希望が多数の場合は、より厳しい上限を設ける可能性もございますので、あらかじめご了承ください。

イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

(ア) 対象事業

a ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

b 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

c 家族面会室の整備経費支援

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

※今年度より拡充された__部分のうち「家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置」「家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置」については、

- ・ 交付申請時に設置の効果及び目的を具体的に記入すること、併せて、設置方法や設置予定装置及び設備自体の効果が確認できる資料（カタログ、備品資料等）を必ず添付すること。
- ・ 簡易陰圧装置を設置した場合、陰圧測定を必ず行い、その結果（数値）及び測定状況の写真を実績報告時に提出すること。 を要件としております。

※設置の効果や目的が確認できないものについては、補助対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院、介護療養型医療施設
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅

- k 短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所
- l 生活支援ハウス

ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

(ア) 対象事業

介護施設等において，感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え，感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。なお，可動の壁は認めるが，天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- J 短期入所生活介護事業所
- k 生活支援ハウス

※上記以外の施設等整備分の基金事業については，別途市町村から今年度の事業実施に関する照会を行いますので，事業所様が所在している市町村担当課から照会がございましたら，御対応願います。